## 一般社団法人神奈川県剣道連盟 会員年会費に関する規則

第1条 一般社団法人神奈川県剣道連盟会員規則第3条、第5条により会員の 年会費について定める。

第2条 一般会員年会費につき下記のように定める。(単位:円)

区 分	年会費額	内		7	訳		
		剣道加入者		居合道・杖道		加入者	両道加 入者納
		県納	支部収	県納	支部収	居合·杖	付金
高校生(同相当年齢)以下	1,000	500	500	500	200	300	300
一般(含大学生)	3,000	1,300	1,700	1,300	800	900	900
称号保有者	5,000	2,000	3,000	2,000	1,500	1,500	1,500

## 第3条 個人会員年会費につき下記のように定める。(単位:円)

高校生(含 相当年齢)	一般(含 大学生)	称号保有者
4,000	6,000	8,000

註 ・中学生以下は対象外とする

第4条 当分の間、団体会員年会費は徴収しない。

第5条 各支部は別途に支部としての会費を徴収することができる。

第6条 上記以外に剣道手帳購入等の費用は別途支払うものとする。

## 附則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。